

公益社団法人佐賀県食品衛生協会定款の一部変更について

公益社団法人佐賀県食品衛生協会定款の一部を下記のとおり変更することについて、同定款第44条第1項の規定により総会の決議を求める。  
 総会で決議した今回の定款の一部変更に関し、行政庁から修正等の指導等があった場合については、その修正等を会長に一任するものとする。

記

次の表に掲げる規定の変更部分は、下線の部分である。

変更前	変更後	変更理由
<p>略</p> <p>(社員の資格の取得及び喪失)</p> <p><b>第7条</b> この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員は、概ね正会員<u>100人</u>の中から1人の割合を持って選出された者とする。</p> <p>2 社員を選出するため、正会員による社員選挙を行う。社員選挙を行うために必要な社員選出規程及び細則は理事会において定める。</p> <p>略</p> <p>5 社員の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時まで</u>とし、再任を妨げない。ただし、社員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>(社員の資格の取得及び喪失)</p> <p><b>第7条</b> この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員は、概ね正会員<u>150人</u>の中から1人の割合を持って選出された者とする。</p> <p>2 社員を選出するため、正会員による社員選挙を行う。社員選挙を行うために必要な社員選出規程及び細則は理事会において定める。</p> <p>略</p> <p>5 社員の任期は、<u>選任の2年後に実施される社員選挙終了の時まで</u>とし、再任を妨げない。ただし、社員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない。</p> <p>略</p>	<p>選出に当たり150人から1人とする。</p> <p>次期社員の選出は、定時総会の前に行われるため、新社員の選挙の修了の時までの任期とする。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>第6章 役員</b> (役員設置)</p> <p><b>第23条</b> この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 11名以上<u>40</u>名以内</p> <p>(2) 監事 3名(内1人は外部有識者とする。)</p> <p><b>2</b> 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長、1人を専務理事、7人以内を常務理事とする。</p> <p><b>3</b> 会長をもって一般法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって、一般法人法上の業務執行理事とする。</p> <p><b>4</b> 会長は、業務執行理事の内から各支部長を選定する。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 役員</b> (役員設置)</p> <p><b>第23条</b> この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 11名以上<u>20</u>名以内</p> <p>(2) 監事 3名(内1人は外部有識者とする。)</p> <p><b>2</b> 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長、1人を専務理事、7人以内を常務理事とする。</p> <p><b>3</b> 会長をもって一般法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって、一般法人法上の業務執行理事とする。</p> <p><b>4</b> 会長は、業務執行理事の内から各支部長を選定する。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>変更後の定款は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>理事は11名以上20名以内とする。</p> <p>次期社員の選出時期に合わせて変更する。</p>